

連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入の適用除外に関する明細書

			連 結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名		
金額基準	関連者支払利子等の額の合計額	1	円 割 合 基 準	連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支 払 利 子 等 の 額	6	円	
	控除対象受取利子等合計額	2		関連者等に対する支払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるもの	7		
	関連者純支払利子等の額 (1) - (2)	3		差 引 (5) - (6) - (7)	8		
割合基準	関連者支払利子等の額の合計額 (1)	4	準	$\frac{(4)}{(8)}$	9	% 有・無	
	支払利子等の額の合計額	5		措法第68条の89の2第4項の適用の有無	10		

法 0301-1701-02

別表十七の二（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が措置法第68条の89の2第4項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入の適用除外）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「関連者支払利子等の額の合計額1」は、各連結法人の措置法第68条の89の2第2項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）に規定する関連者支払利子等の額の合計額を記載します。
- 3 「控除対象受取利子等合計額2」は、措置法第68条の89の2第3項に規定する控除対象受取利子等合計額を記載します。
- 4 「支払利子等の額の合計額5」は、各連結法人の支払利子等（措置法第68条の89の2第2項に規定する支払利子等をいいます。）の額の合計額を記載します。
- 5 「連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額6」は、「5」の金額のうち、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して支払われた金額を記載します。
- 6 「関連者等に対する支払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるもの7」は、「5」の金額のうち措置法第68条の89の2第2項に規定する関連者等に対して支払われたもので、当該関連者等の同項に規定する課税対象所得に含まれる金額を記載します。